

2 . 要 約

本巡回指導調査団は、1999年9月12日から同23日までフィリピンに滞在し、「農薬モニタリング体制改善計画」プロジェクトの進捗状況を把握するとともに、その中間評価を行い、フィリピン側との合意事項をミニッツ：中間評価報告書(付属資料1 .)に取りまとめて署名・交換を行った。本調査は、フィリピン側の現状に合わせて活動計画の見直しと活動グループ再編成を行い、討議議事録(R / D)改訂をめざすとの対処方針に沿って行われたが、これについてはフィリピン側の強硬な反対で実現できず、R / Dに示される活動計画などについて引き続き検討していくことを合意するにとどまった。

本調査団の調査結果並びに中間評価のあらましは、以下のとおりである。

(1) 総括

プロジェクトの前半を終えた段階で、農薬分析技術、作物残留試験(S P R T)など具体的な技術移転の分野では、今後さらに経験をつむ必要があるなどの問題点はあるものの、ほぼ計画に沿って協力が実施され、進行管理もできていると評価できる。安全指導分野の活動も、順調に行われている。しかし、残留実態調査、農薬最大残留基準(M R L)設定のための情報提供など、行政手法に深くかかわる分野では、情報収集の段階にとどまっており、足踏み状態にあると評価せざるを得ない。

(2) 問題点

本プロジェクトは、フィリピンで農薬規制制度が実質的に機能していることを前提に、その制度を強化発展させるべく設定された。しかし、プロジェクトの進行とともに、フィリピンでは農薬規制制度が法律としては規定され、担当職員も配置されて形式上は整えられているが、農薬登録検査はもとより、登録農薬のラベル表示、M R Lの設定、残留農薬のモニタリングなど、残留農薬規制の主要かつ具体的な項目は、実質的に運用されていないことが明らかになった。このため、プロジェクト活動の成果を直ちにM R L設定に結びつけられない状況である。

(3) 対応策

この点は、先の運営指導調査時に既に指摘され、活動計画の見直しと活動グループ再編成が提言された。そこで本調査団は、R / Dの活動計画から「M R L」の語句を消す改訂を提案した。現行のR / Dは、プロジェクトの成果を、 残留農薬及び製剤の分析手法が改善される、 作物残留試験手法が改善される、 農薬残留モニタリングのためのマーケットバスケット調査手法が改善される、 農薬最大残留基準(M R L s)及び農薬安全使用基準設定の

ための必要な情報が関係機関に提供される、農薬の安全な取り扱いと適切使用についての必要な情報が関係機関に提供される——の5点としている。

しかし現状では、プロジェクトの成果を直ちにMRL設定に結びつけるのは難しく、と
の課題にプロジェクトとしては具体的な成果を出しがたいので、
の課題を統合して、
成果を「農作物における農薬残留調査、研究手法が改善される」とし、そのための活動として
「2 - 1)適切な残留試験法の導入、2 - 2)適切な残留実態調査手法の導入、2 - 3)残留実
体評価手法の導入——を行うよう、軌道修正を提案した。

(4) 継続協議

これに対してフィリピン側は、MRLの設定を直ちに開始することに強くこだわり、
R/D改定案の調印にはいたらなかった。このため、ミニッツ(中間評価報告書)の「勧告」で
は、これらの経緯と日本・フィリピン双方の見解を併記したうえで、日本側改定案を記載す
るにとどまった。

(5) 今後の見通し

フィリピンにおける残留農薬規制体制の実質的な運用開始は、本プロジェクト後半の活動
の進め方、プロジェクトの成果とその定着を左右する重要課題である。その成り行きは、フィ
リピン側関係当局の責任者が、現状の立ち遅れについて理解を深め、早急に取り組むべき課
題を認識できるかどうかにかかっている。